

移動支援事業所にかかる従事者(ガイドヘルパー)の資格要件について

○厚生労働省又は、都道府県知事等が認める研修を修了した者で下記に該当する者(ホームヘルパー3級以上有資格者)

平成21年7月以降は、市が実施した研修修了者も可となります。

	身体		知的障がい者(児)	精神障がい者(児)
	視覚障がい者(児)	全身性・重度肢体障がい者(児)		
介護職員実務者研修・初任者研修 (旧・介護保険法による訪問介護員養成研修)			○	○
障害者(児)ホームヘルパー養成研修			○	○
ガイドヘルパー(重度視覚障害者研修課程)	○			
ガイドヘルパー(重度脳性まひ等全身性障害者研修課程)		○		
ガイドヘルパー(知的障害者研修課程)			○	
介護福祉士・(准)看護師			○	○
重度訪問介護従業者養成研修 (旧・日常生活支援従業者養成研修)		○		
同行援護従業者養成研修(一般課程)	○			
強度行動障害支援者養成研修 (旧・行動援護従業者養成研修課程)			○	○